



後期高齢者医療保険料が見直されます

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料率は、原則2年ごとに見直します。変更になった令和2・3年度の保険料率や、軽減拡大・見直しなどについてお知らせします。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4140）、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳から74歳のうち一定の障害のある人が対象の医療制度です。

保険料は「均等割」と「所得割」で決定

保険料は、すべての被保険者が同じ額を負担する「均等割」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割」の合計です。計算方法は、図1のとおりです。

図1 令和2年度の保険料の計算方法



図2 保険料の見直し内容

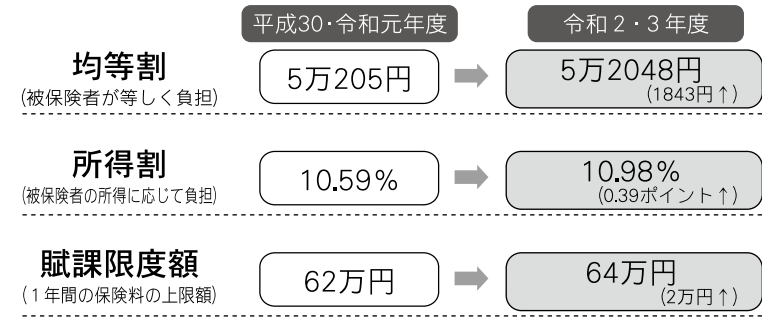


表1 均等割の軽減対象になる所得額の範囲拡大

軽減割合	令和元年度	令和2年度から
5割	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (28万5000円 × 世帯の被保険者数)
2割	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)

表2 均等割の軽減

世帯主と被保険者の前年所得の合計が次の金額以下	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	7割	1万5614円
33万円	7.75割	1万1710円
33万円 + (28万5000円 × 被保険者数)	5割	2万6024円
33万円 + (52万円 × 被保険者数)	2割	4万1638円

65歳以上の公的年金所得分は、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します。

表3 被用者保険の被扶養者だった人の軽減

区分	軽減の内容
所得割	かかりません
均等割	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ5割軽減

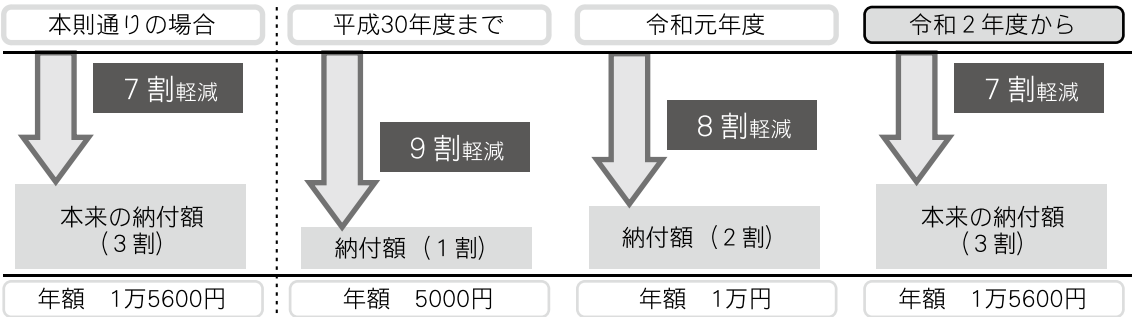
所得の状況により、均等割の軽減割合が7.75割、または7割に該当することがあります。

※被用者保険
全国健康保険協会（協会けんぽ）や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険を指します。市町村の健康保険や国民健康保険組合は該当しません。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者だった人の軽減については、令和元年度より変更はありません。ただし所得の状況により、均等割の軽減割合が7・75割、または7割に該当することがあります。（表3）

図3 均等割軽減の見直し①

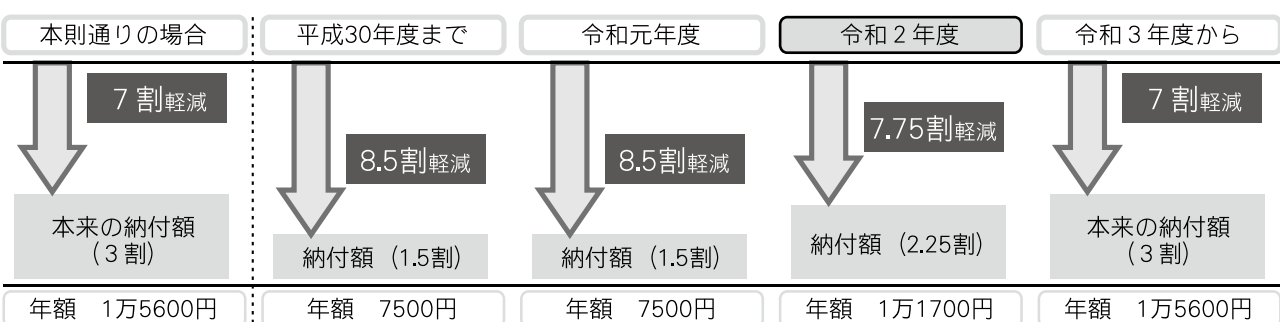
世帯主と被保険者の前年所得の合計が、33万円以下の世帯で被保険者全員が所得0円（年金収入80万円以下で、その他の所得がない）の場合



本則通りの場合の年額は令和2年度の保険料率を基に算出した額となります。

図4 均等割軽減の見直し②

世帯主と被保険者の前年所得の合計が33万円以下である場合



令和3年度からの年額と本則通りの場合の年額は、令和2年度の保険料率を基に算出した額となります。

保険料額は7月に通知

今年度の保険料額は、7月中旬に加入者に通知します。7月以降に後期高齢者医療制度に加入する人は、加入した月の翌月以降に通知します。

保険料率が見直されました

保険料率は、制度を運営する北

海道後期高齢者医療広域連合が決定し、原則2年ごとに見直します。令和2・3年度の後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の増加などにより、平成30・令和元年度と比べて増となり、均等割額5万2048円、所得割額の基礎となる所得率が10・98パーセント、保険料の限度額は、64万円

保険料の軽減範囲が拡大・見直されました

保険料は、所得など一定の要件を満たすと、自動的に軽減されます。（非課税所得者除く）

均等割の軽減範囲が拡大

令和2年度から、均等割軽減の5割軽減と2割軽減の範囲が拡大されました。（表1）

世帯主とその世帯に属するすべての被保険者の合計所得が一定額以下の場合、均等割額が軽減になります。（表2）

被用者保険の被扶養者だった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者だった人の軽減については、令和元年度より変更はありません。ただし所得の状況により、均等割の軽減割合が7・75割、または7割に該当することがあります。（表3）

均等割の軽減特例の見直し

高齢化の進行や医療費が増加傾向となる中、世代間における負担の公平の観点などから、均等割の軽減特例が本則通りとなるよう令和元年度から段階的に見直されています。（図3、図4）

世帯主と被保険者の前年所得の合計が、33万円以下の世帯で被保険者全員が所得0円（年金収入80万円以下で、その他の所得がない）の場合は、令和2年度より本則通りの7割軽減となります。

また、世帯主と被保険者の前年所得の合計が33万円以下の世帯で

保険料の軽減に所得の申告が必要な場合

次の人は所得の申告がなければ、保険料が軽減されません（表2）。必ず、国保課に所得を申告してください。
▼収入がない人
▼扶養となっていない人
▼障害年金、遺族年金などの非課税所得者

ある場合は、令和2年度は7・75割軽減となります。